

社会福祉法人わらしこの役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしこの会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、評議員等とは評議員選任・解任委員を含むこととする。

3 評議員の報酬等は定款第八条に定めるところにより、各年度の総額を超えない範囲で支給することができる。

4 役員の報酬等は別表3により定める総額の範囲内で支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事、監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事、監事、評議員等が評議員会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

役員報酬 別表

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等（1回）	5,000円
評議員会出席報酬等（1回）	5,000円

別表 2

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（1時間）	2,000円	
理事及び評議員業務報酬等（1時間）	2,000円	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（1時間）	2,000円	

※30分に満たない場合は支給しない。30分～59分は半額1,000を支給する。

別表 3（理事及び監事に支給する役員報酬の総額）

会計年度支給総額	2,000,000円
----------	------------

別表 1、別表 2 に定める報酬額は所得税の徴収を行った上で役員・評議員等に支払う金額とする。

交通費は役員の請求により別途実費で支給する。